

〈令和2・3年度〉  
保険料率算定（案）の概要  
（令和2年1月）

奈良県後期高齢者医療広域連合

## ◎ 令和2・3年度保険料率の算定方法について

- 令和2・3年度の2年間の医療給付費等の総額から、国・県・市町村の公費負担、若年者からの支援金等の収入を差し引いた額を保険料総額とします。

費用		収入		=	保険料総額 ※(Ⅲ)÷予定保険料額 収納率(99.48%)
医療給付費	379,829 百万円	国・県・市町村の公費負担	180,962 百万円		
その他費用	3,415 百万円	若年者からの支援金	157,641 百万円		
その他費用内訳 保健事業 1,514 百万円 審査支払手数料 951 百万円 葬祭費 678 百万円 その他 272 百万円		剰余金等	2,041 百万円		
計(Ⅰ) 383,244 百万円		計(Ⅱ) 340,644 百万円			(Ⅲ) 42,600 百万円

- 奈良県と全国の被保険者の平均所得金額を基礎に保険料総額を均等割・所得割に按分

保険料総額 42,823 百万円	=	被保険者均等割総額 20,551 百万円	+	所得割総額 22,272 百万円
---------------------	---	-------------------------	---	---------------------

※ 制度上、全国平均と比較して被保険者の所得水準が高い奈良県（全国平均を1として、奈良県の所得係数1.08073237025）は所得割額に傾斜配分されます。  
均等割総額：所得割総額 ≒ 47.99：52.01

- 被保険者均等割額の算定

被保険者均等割総額 20,551 百万円	÷	被保険者数 (R2・3年度) 427.9 千人	≒	均等割額 48,100 円
-------------------------	---	-------------------------------	---	------------------

- 所得割率の算定

所得割総額 22,272 百万円	÷	所得金額の総額 ※ 236,693 百万円	≒	所得割率 9.41 %
---------------------	---	--------------------------	---	----------------

※基礎控除後の総所得金額等  
(単年度) × 2ヶ年分

## 第七期財政運営期間(令和2・3年度)の費用及び収入の内訳

\* 保険料算定基礎データ(2年間分)

(単位:百万円)

項 目	令和2・3年度	備 考	
費 用	医療給付費等総額	379,829	医療費の伸び率については、実績に基づき算出
	財政安定化基金拠出金	134	県条例による拠出率(0.038%)
	特別高額医療費共同事業拠出金	138	著しく高額な医療費に対する負担金
	保健事業に要する費用	1,514	介護予防の一体的実施を推進するための費用 健康診査の実施費用
	審査支払手数料	951	単価:69.3円
	その他(葬祭費等)	678	葬祭費:3万円
	計(I)	383,244	
収 入	国庫負担金	91,537	医療給付費の 3/12 (高額医療費公費負担額を含む)
	調整交付金	26,854	" 約 1/12 (一人当たりの所得により増減)・ 介護予防事業の一体的実施に係る国庫補助
	都道府県負担金	32,015	" 1/12 (高額医療費公費負担額を含む)
	市町村負担金	29,761	" 1/12
	後期高齢者交付金	157,641	若者からの支援金(38.59%)
	国庫補助(保健事業)	240	健康診査に対する補助金(補助率:1/3)
	特別高額医療費共同事業交付金	143	著しく高額な医療費に対する交付金
	その他の収入	412	第三者納付金
	都道府県補助	16	保険料額の抑制策
	市町村補助	16	保険料額の抑制策
	剰余金繰入額	1,509	前期財政運営期間の剰余金を活用
	財政安定化基金交付金	500	保険料率上昇抑制のための交付金
	計(II)	340,644	
小計(I - II)	42,600		

◎財政安定化基金は、県に設置(国・県・広域連合が拠出)

(単位:百万円)

項 目	金 額
①保険料収納必要額(I - II)	42,600
②予定保険料額収納率	99.48%
③保険料賦課総額(①÷②)(III)	42,823

項 目	現行保険料※1	新保険料 ※2	増減	伸び率
一人当たり保険料	76,470円	82,462円	5,992円	7.84%
均等割額	45,200円	48,100円	2,900円	6.42%
所得割率	8.89%	9.41%	0.52%	5.85%

※1 平成30年度・令和元年度における一人当たり保険料の平均

※2 新保険料率における令和2・3年度の一人当たり保険料(単年度)

軽減後 保険料総額④	被保険者数⑤	一人当たり保険料(④÷⑤)
17,642,825,850円	213,950人	82,462円

・被保険者数⑤は令和2年度、令和3年度の平均

## 第七期財政運営期間(令和2・3年度)の保険料率の算定根拠

### I. 保険料率算定の考え方 <算定に用いる諸係数等>

#### <1>被保険者数

奈良県人口統計ベースの伸び率を算出

令和2年度	213,389人 (前年度比：1.21%増)	令和3年度	214,511人 (前年度比：0.53%増)
-------	---------------------------	-------	---------------------------

<参考> R元年10月末日現在被保険者数：211,016人

#### <2>一人当たり医療給付費の伸び率

奈良県ベースの伸び率を算出

元年度→2年度	1.14%上昇	2年度→3年度	1.13%上昇
---------	---------	---------	---------

<参考>

	29年度実績	30年度実績	元年度見込	2年度見込	3年度見込
一人当たり医療給付費	867,743円	866,012円	875,457円	885,455円	895,444円

#### <3>保険料予定収納率

平成26～30年度実績を踏まえて収納率を算出

令和2・3年度	99.48%
---------	--------

<参考>

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
現年度分収納率(%)	99.32	99.33	99.29	99.34	99.40	99.44	99.47	99.49	99.58

(賦課総額 = 必要保険料額 ÷ 予定収納率)

#### <4>所得係数

1人当たり所得額を全国平均1とした場合の奈良県の係数

令和2・3年度	1.08073237025
---------	---------------

<参考>

	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度実績	28年度実績	29年度実績	30年度実績
所得係数	1.07284268622	1.07957531696	1.08575986152	1.09217568824	1.09110278731	1.08749340955	1.08073237025

#### <5>賦課割合〔均等割・所得割の割合〕

令和2・3年度	均等割：所得割	47.99：52.01
---------	---------	-------------

※所得係数から均等割、所得割の比率を決定

#### <6>後期高齢者負担率〔後期高齢者医療被保険者が保険料(軽減前)で負担する割合〕

令和2・3年度	11.41%
---------	--------

※高齢者の医療の確保に関する法律第100条第3項の規定に基づき、後期高齢者負担率が2年ごとに定められる

<参考>

	24・25年度	26・27年度	28・29年度	30・元年度	2・3年度
後期高齢者負担率	10.51%	10.73%	10.99%	11.18%	11.41%

#### <7>保険料賦課限度額

令和2・3年度	640,000円
---------	----------

<参考>

	22・23年度	24・25年度	26・27年度	28・29年度	30・元年度
限度額	500,000円	550,000円	570,000円	570,000円	620,000円

## II. 保険料率上昇の抑制策

<1> 適確な保険財政の運営に努めることにより生じた剰余金を保険料を抑える原資に充当

R2年度への繰越見込額 : 1,509百万円

<2> 県及び市町村からの財政支援の継続を要請

「後期高齢者保険料負担軽減事業補助」として、

県 : 16百万円  
市町村 : 16百万円

<3> 財政安定化基金の取崩

財政安定化基金交付金 : 500百万円

## III. 保険料率(案)

	令和2・3年度		参考(現行)		増減額及び伸び率			
	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率
保険料率	48,100円	9.41%	45,200円	8.89%	2,900円	0.52%	6.42%	5.85%
1人当たり平均保険料額	82,462円		76,470円 ※1		5,992円		7.84%	

◎ 所得額が基準以下の方については、均等割額が軽減されます。

※1 一人当たり保険料額の参考(現行)欄については、H30・R1実績平均値になります。

# 保険料の軽減について

## 令和2年度以降の保険料軽減措置について

※令和3年度より一部税制改正が行われます。

### 1. 所得の少ない被保険者に対する軽減措置

- 世帯の所得状況に応じて下記の通り均等割額は軽減されます。
- 本則7割軽減の対象の方は、これまで更に上乗せして軽減(8.5割、9割)されてきましたが、令和元年度から段階的に見直しが行われています。

#### 【均等割額軽減の基準】

世帯(世帯主及び被保険者)の総所得金額等(医療費控除や社会保険料控除等各種控除をする前の額)により判定します。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合			
	本則	令和元年度	令和2年度	令和3年度
[平成30年度における8.5割軽減の区分] 33万円以下	7割	8.5割	7.75割	7割
[平成30年度における9割軽減の区分] うち、世帯の被保険者全員の各種所得なし		8割	7割	
33万円+28.5万円×(被保険者数)以下	5割	5割		
33万円+52万円×(被保険者数)以下	2割	2割		

※65歳以上の公的年金受給者は、軽減判定において年金所得から上限15万円が控除されます。

※世帯主が後期高齢者医療制度の被保険者でない場合、その世帯主の所得も軽減判定の対象となります。

※軽減判定は4月1日(4月2日以降新たに加入した場合は加入した日)の世帯の状況で行います。

### 2. 均等割軽減(5割軽減・2割軽減)拡充の内容

- ① 5割軽減の拡充 … 軽減対象所得の基準額の引き上げ。  
(現行) 基準額 33万円 + 28万円 × 被保険者数  
(改正後) 基準額 33万円 + **28.5万円** × 被保険者数
- ② 2割軽減の拡充 … 軽減対象所得の基準額の引き上げ。  
(現行) 基準額 33万円 + 51万円 × 被保険者数  
(改正後) 基準額 33万円 + **52万円** × 被保険者数

## 令和2・3年度の保険料計算例

### ○ 単身世帯

保 険 料 率		現 行		新保険料(R2年度)		新保険料(R3年度)		
		均 等 割	所 得 割	均 等 割	所 得 割	均 等 割	所 得 割	
		45,200円	8.89%	48,100円	9.41%	48,100円	9.41%	
平均保険料額		76,470円		82,462円				
保 險 料 額	単 身	年金収入 80万円 均等割(R1):8割軽減 均等割(R2):7割軽減 均等割(R3):7割軽減	9,040円	0円	14,430円	0円	14,430円	0円
		9,000円		14,400円		14,400円		
	身 世 帯	年金収入 168万円 均等割(R1):8.5割軽減 均等割(R2):7.75割軽減 均等割(R3):7割軽減	6,780円	13,335円	10,823円	14,115円	14,430円	14,115円
		20,100円		24,900円		28,500円		
	料 世 帯	年金収入 196万円 均等割:5割軽減	22,600円	38,227円	24,050円	40,463円	24,050円	40,463円
		60,800円		64,500円		64,500円		
	額 帯	年金収入 219万円 均等割:2割軽減	36,160円	58,674円	38,480円	62,106円	38,480円	62,106円
		94,800円		100,500円		100,500円		
		年金収入 300万円 軽減なし	45,200円	130,683円	48,100円	138,327円	48,100円	138,327円
		175,800円		186,400円		186,400円		

※ 本則7割軽減の対象の方は、これまで更に上乗せして軽減(8.5割、9割)されてきましたが、令和元年度から見直しが行われています。

※ 令和2年度より均等割軽減(5割軽減・2割軽減)が拡充されます。

※ 令和3年度より一部税制改正が行われます。

## 令和 2・3 年度の 保 険 料 計 算 例

○ 2人(夫婦)世帯

保 険 料 率		現 行				新保険料(R2年度)				新保険料(R3年度)					
		均 等 割		所 得 割		均 等 割		所 得 割		均 等 割		所 得 割			
平均保険料額		76,470円				82,462円									
保 険 料 額	2 人 世 帯 ( 夫 が 年 金 収 入 の み 、 妻 が 8 0 万 円 以 下 の 場 合 )			夫		妻		夫		妻		夫		妻	
				均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割
		年金収入 80万円 均等割(R1):8割軽減 均等割(R2):7割軽減 均等割(R3):7割軽減		9,040円	0円	9,040円	0円	14,430円	0円	14,430円	0円	14,430円	0円	14,430円	0円
				9,000円		9,000円		14,400円		14,400円		14,400円		14,400円	
				18,000円				28,800円				28,800円			
		年金収入 168万円 均等割(R1):8.5割軽減 均等割(R2):7.75割軽減 均等割(R3):7割軽減		6,780円	13,335円	6,780円	0円	10,823円	14,115円	10,823円	0円	14,430円	14,115円	14,430円	0円
				20,100円		6,700円		24,900円		10,800円		28,500円		14,400円	
				26,800円				35,700円				42,900円			
		年金収入 224万円 均等割:5割軽減		22,600円	63,119円	22,600円	0円	24,050円	66,811円	24,050円	0円	24,050円	66,811円	24,050円	0円
				85,700円		22,600円		90,800円		24,000円		90,800円		24,000円	
		108,300円				114,800円				114,800円					
年金収入 270万円 均等割:2割軽減		36,160円	104,013円	36,160円	0円	38,480円	110,097円	38,480円	0円	38,480円	110,097円	38,480円	0円		
		140,100円		36,100円		148,500円		38,400円		148,500円		38,400円			
		176,200円				186,900円				186,900円					
年金収入 300万円 軽減なし		45,200円	130,683円	45,200円	0円	48,100円	138,327円	48,100円	0円	48,100円	138,327円	48,100円	0円		
		175,800円		45,200円		186,400円		48,100円		186,400円		48,100円			
		221,000円				234,500円				234,500円					

※ 本則7割軽減の対象の方は、これまで更に上乘せして軽減(8.5割、9割)されてきましたが、令和元年度から見直しが行われています。

※ 令和2年度より均等割軽減(5割軽減・2割軽減)が拡充されます。

※ 令和3年度より一部税制改正が行われます。